

就労選択支援の人員配置・要件について①

人員配置

- 就労選択支援員を配置する（常勤換算で利用数を15で除した数以上）
- 就労選択支援員の兼務について、一体的に運営する就労移行支援事業所等の職業指導員等の直接処遇に係る職員は、利用者に対するサービス提供に支障が無い場合は、就労選択支援員に従事することができ、兼務を行う勤務時間について、就労選択支援員に係る常勤換算上の勤務時間に算入できるものとする。

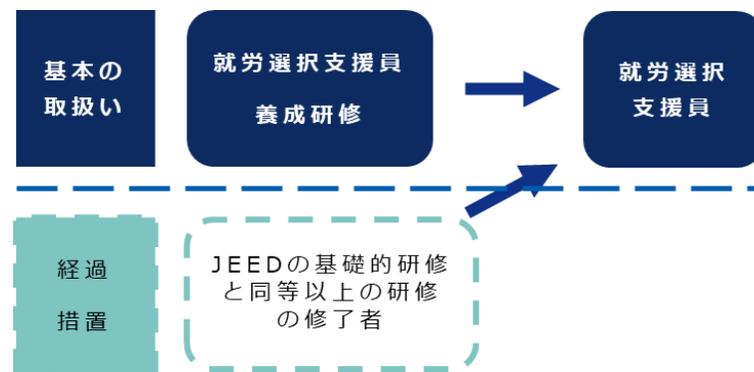
就労選択支援員の要件

- 就労選択支援員養成研修を修了すること
- 経過措置：就労選択支援員養成研修開始から令和9年度末までに研修を修了していること。
 - ※ 令和9年度末までは、基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなす。

なお、基礎的研修と同等以上の研修とは、以下の研修とする。

- ・ 就業支援基礎研修（就労支援員対応型）（※1）
- ・ 訪問型職場適応援助者養成研修（※2）
- ・ サービス管理責任者研修専門コース別研修（就労支援コース）（※3）
- ・ 相談支援従事者研修専門コース別研修（就労支援コース）（※4）

- ※1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修（平成21年厚生労働省告示第178号）第1号イに規定する研修
- ※2 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号。以下「雇保則」という。）第20条の2第2項第1号の訪問型職場適応援助者の養成のための研修及び促進則第20条の2第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める研修
- ※3 「サービス管理責任者研修事業の実施について」（平成18年8月30日障発08300004こども家庭庁支援局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）別添「サービス管理責任者研修事業実施要綱」3（4）に規定するサービス管理責任者専門コースの就労支援コース
- ※4 「相談支援従事者研修事業について」（平成18年4月21日障発0421001こども家庭庁支援局長・厚生労働省社会・援護局保健福祉部長連名通知）別紙「相談支援従事者研修事業実施要綱」3に規定する専門コース別研修の就労支援研修

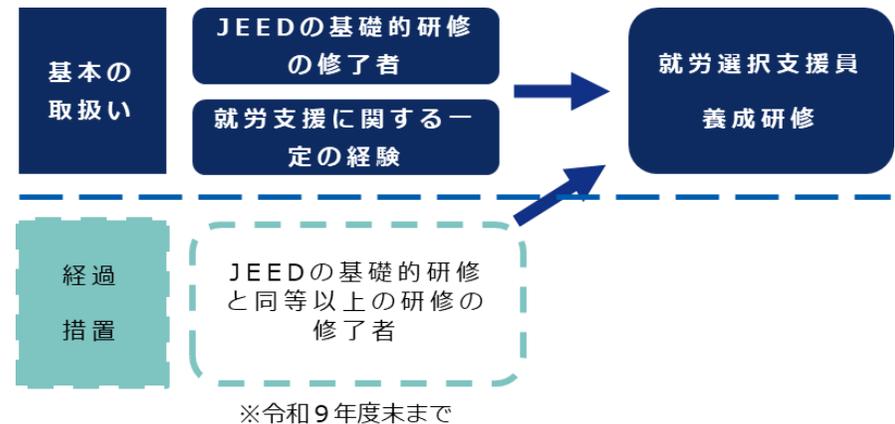


※令和9年度末までに就労選択支援員養成研修を修了すること

就労選択支援の人員配置・要件について②

就労選択支援員養成研修の受講要件

- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）等が実施する基礎的研修（令和7年度開始予定）を修了していること
- 就労支援に関して一定の経験を有していること
- 経過措置：令和9年度末まで基礎的研修と同等以上の研修の修了者でも受講可能とする。



なお、「障害者の就労支援分野の勤務実績」とは、以下の実績を指す。

- ・ 就労移行支援事業所、就労継続支援事業所及び就労定着支援事業所における管理者、サービス管理責任者、職業指導員、生活支援員、就労支援員及び就労定着支援員
- ・ 障害者職業センターにおける職業カウンセラー、職場適応援助者（企業在籍型を除く。）
- ・ 障害者就業・生活支援センターにおける生活支援担当者、就業支援担当者
- ・ 障害者職業能力開発助成金による能力開発訓練事業を行う機関における就職支援責任者、訓練担当者
- ・ 令和9年度末までに基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修を修了していることを以て就労選択支援員として勤務した実績

令和7年度の就労選択支援員養成研修は、研修の質を担保する観点から、当面の間、国において実施する。具体的には、令和7年6月下旬以降、定員約80人～100人規模の研修を年に10回程度実施予定であるが、具体的な実施時期や申込方法等は令和7年5月以降に順次案内予定。